

鎌倉中末期社会変動と港湾 ——莊園港湾から商業港湾へ——

奥富敬之
(日本医科大学)

目 次

1. 莊園港湾の成立と様相
2. 鎌倉中末期の社会変動
3. 商業港湾の成立

1. 莊園港湾の成立と様相

日本における中世という時代は、古代における律令制という中央集権体制にとってかわった、莊園制という地方分権体制の時代であった。“莊”というのは、原義的には、在地領主が占有している一定地域における勧農・農耕の根拠地であるとともに、収穫物を収納しておく倉庫でもあった。

律令制下では、諸国の公田からの租・調などは、各国衙の税所などの倉庫に収められ、そのうちの京上分に限っては、さらに陸路あるいは海路により、京上されていたものである。海路で京上されるさいには、若狭（勝野津）、越前（敦賀津）、越中（日理湊）、越後（蒲原津）、能登（加島津）、佐渡（国津）等々のいわゆる国津（国府津）が指定されていて、それぞれの国津から摂津の与等津などを経て、京送されていたのである（『延喜式』、『主税式』、諸国運漕雜物功貢条）。

ところが莊園制の時代になると、この間の情勢は一変する。地方莊園の在地領主層は、それぞれ、自己の直営下の在地より収納した貢租物より、自己の得分と勧農・營料などの経費分を差引いた量を、さらに上層の莊園領主にみずから貢納しなければならなくなる。莊園領主のほとんどすべては、貴族、寺院・神社であって、京都・奈良を中心とする畿内に位置している。各在地領主は、運送費などを自己の負担として、莊園領主に貢納物を輸送しなければならない

のである。

最初のうちは，在地領主自身が，莊園領主への貢納物を輸送するのが普通の形態であったらしい。貢納物の納入のみならず，在地領主は，莊園領主の家人として，宿衛・供奉などの家人としての所役をも勤仕しなければならなかつたからである。しかし，やがて，貢納物などの輸送を一手に引き受ける身分ないし役職の者が出現してくる。“問”，これである。鎌倉初期，比叡山延暦寺座主慈円は，「勸学講条々」において，つぎのように記している。

一 問職事

敦賀津百石=一石，中山駄賃一石=二斗也，定式云々，

すなわち，問の得分は，年貢米百石につき一石（1%）であり，敦賀津から近江国高崎郡海津までの駄賃は一石につき二斗（20%）とするのが定式だというのである。もって，海上輸送の経費が，陸上輸送のそれに比して，いかに安価であったかが知られる。これは，人力および牛馬や車などに要する経費などにもよるものであろう。

こうして，在地領主層は，当然のことながら，海路により貢納物の上送を計るのであり，必然的に，貢納物を一時的に収納しておく倉庫を，海浜に近づけるようにする。海浜をも内包している莊園の場合には，当然，莊内の海浜に倉庫を置くことが可能であるが，海浜に面していない莊園の場合でも，莊外に出張りして，海浜に倉庫をもとうとするようになる。高野山領紀伊国雜賀莊における紀伊湊⁽¹⁾（『鎌倉遺文』八三八号），東大寺領播磨国赤穂莊における坂越津⁽²⁾（『平安遺文』七，八，九号）などは前者の例であり，後白河院領備後国太田莊における屋道村倉敷⁽³⁾（『平安遺文』三四七八号），嚴島神社領安芸国志道原莊における佐東郡伊福郷堀立江⁽⁴⁾（『平安遺文』三四〇四号）などは後者の例である。

このような事情は，鎌倉幕府が成立してからも同様であつて，関東御家人であった中原親能は，文治四年（1188）四月に，石清水八幡宮領駿河国蒲原莊の年貢米を海路上送している⁽⁴⁾（『吾妻鏡』，同年八月二十八日条）。

こうして，莊園港湾が，莊園の内外を問わず，海岸部のいたるところに成立

していたのである。そして、ついには、莊園の港湾から、港湾の莊園へと発展してゆくのである⁽⁵⁾。

注(1) 『鎌倉遺文』八三八号、建久七年(1196)三月日付「高野山住僧等解」

(端裏書) (形)引接院之御時沙汰,
「平中納言殿御判行御米運上時、不可致雜賀地頭狼藉下知状」
(親宗)

(紀伊國海部郡)
「下 雜賀莊官等所

高野御莊御米等入彼湊之時、不可致狼藉、於事可令致芳心也、彼源丸逃去云々、自今以後、不可入莊内之状如件、

(平親宗)
(花押)」

高野山住僧等證言

欲被賜御下文於雜賀御莊事

右、紀伊湊者、当御莊之内也、依為吉野河末派、当山運上米輻湊此河後、而依為津頭、善惡之事聚集之間、御莊住人源太丸不知實名与當山領太田莊権取丸有相論事歟之故、令刃傷丹生神人了、當山之訴何事如之哉、重相語和泉國住人賀志乃井藤五不知實名致刃傷狼藉了、神人刃傷之咎、法令之所差、雖罪科不輕、啻欲被彼源太丸追却御莊内、彼藤五行重科、兼又自今以後、於彼津頭御莊家、於當山運上米之事、不可致濫吹之由、欲被賜御判行、仍言上如件、

建久七年三月日、

都維那法師「源照」

寺主大法師「実信」

上座大法師「実勝」

(2) 『平安遺文』三四七八号、仁安三年(1168)十月日付「備後國太田莊下司并沙汰人等愁狀」

「下、留守所

件倉敷事、可令免除之

(雅隆)
大介藤原朝臣(花押)」

備後國太田御莊下司并沙汰人等解、申請國裁事

請被殊蒙 鴻恩、裁免給御調郡内尾道村田畠伍町内田二丁子細愁狀、

右、謹檢 案内、当御莊者、依无御倉敷地、御年貢米令運上之時、御米津下往反間、依有其煩、彼田畠御倉敷地免除給、國使相共、堺四至欲被打牒示、望請 恩裁、任申請狀裁免給、弥仰正理貴旨失、仍勤事狀言上、以解

仁安三年十月日、御莊下司并沙汰人等上

(3) 志道原莊の倉敷となつた堀立江は、太田川の入江であろうと思われるが、志道原莊との間に山岳があり、しかも約十里程はなれています。

- (4) このことに関しては、拙稿「鎌倉中末期、東海道宿駅地域の地頭」(『竹内理三先生古稀記念論文集』、吉川弘文館、昭和51年)を参照されたい。
- (5) 本稿に関しては、西岡虎之助先生「莊園における倉庫の経営と港湾の発達との関係」(『莊園史の研究』上巻、岩波書店、昭和28年)に、大いに教えられている。

2. 鎌倉中末期の社会変動

鎌倉時代の中末期の頃、社会全体に大きな変化が顕著になってきていた⁽¹⁾。それはまず、農業技術の進歩というかたちで始まった。鉄製農具の普及は、より一層の深耕を可能ならしめたものであり、牛馬などの役畜を農耕に利用するようになったことは、労働の省力化と鋤き返しの回数を多くすることによる、耕地の肥沃化をもたらした。草木の灰肥や厩肥、糞尿肥のほか、刈敷きなどの施肥の風は、耕地の肥沃化をさらに増大せしめたものであった。滲種法の発明は、種子の発芽をより安全にするものであった。そして、地方の在地領主層による新規開田は、幕府自身の開墾とその奨励策により、耕地面積の増大をもたらした。“田麦”といわれるような二毛作も開始され、“早稲”，“中稲”，“晩稲”などの出現も、この頃のことである。

このような農業技術の進歩は、そのまま、農業生産力の増大につながり、ひいては、余剰生産物の滞貯蓄積という現象にもむすびつく。余剰生産物の蓄積は、農民層の二極分解にむすびつくのであり、本名体制の分解、新名体制の成立から、惣村結合を経て、一揆・悪党などの如き政治的色彩を農民層の行動につけていくようになる。また一方では、余剰生産物の蓄積は、宋錢の普及と相俟って、商業の開始と発展を招来する。

農業の進歩と商業の発展とは、鉱工業面にも影響を与え、各荘に鍛冶師、鑄物師、轆轤師などが居住することにもなる。

最初は“ぼて振り”による行商的であった商業も、各荘園内に定期的に開かれる市になり、その定期市も三斎市から六斎市へと発展し、ついには、常設市にまで進んでゆく。商人たちは、座を結んで勢力を拡大し、年貢の錢納化は、商品の全国的な流通の開始と相俟って、遠隔地取引きの開始を必要ならしめる。遠隔地取引きの都合上，“替米”，“替錢”，“為替”，“割符”，“替文”が使

用されるようになり、物資輸送のために、“馬借”，“車借”などの陸上の運輸業者のみならず、海上運輸を業とする「問丸」も成立してきたのである。

鎌倉中末期以前の「問」は、莊園諸職における一の身分ないし役職としてのものであり、その故に「問職」として、いわゆる“職”の世界の存在であった。それが、鎌倉中末期以降においては、「問丸」という純然たる海上輸送業者となっていたのである。

このような農業の進歩とともに商工業の成立と発展は、土地に基盤を有する封建経済に依っていた、鎌倉幕府の根底を揺がすものであり、その帰結として、いわゆる得宗專制政権の成立を見ることになる。得宗被官のある者は、ついには“借上”をすらみずから営なむようにもなってくる。こうして、港湾の歴史の上にも、大きな変化があらわれてくるのである。

注(1) 本節に述べた鎌倉中末期における社会変動の一の事例については、それぞれの史料で出典を明記しなかった。詳しくは拙稿「鎌倉末期幕府政権の様相」(『日本史の諸相』、福村出版、昭和49年) および「中世莊園の社会」(『日本史——概観と各説』、酒井書店、育英堂、昭和50年) を参照されたい。

3. 商業港湾の成立

鎌倉中末期における社会変動は、港湾の様相にも、直接、間接に影響を与えるにはおかなかった。そのことを、箇条書き風に点描してみよう。

「峯相記」に、つぎのようなことが記されている(『続群書類從』)。

乾元元年、安東平右衛門入道蓮性^{号為}条^{福泊ノ嶋ヲ築ク。大石ヲ疊上ゲ数百貫ノ銭財等ヲ尽シテ二町余沖ヘ築出セリ。其功浦泊リ兵庫ノ嶋ニモ劣ラズ。富貴商壳ノ輩多ク家ヲ造リ、上下往来ノ船此泊ニ付ク。}

安東蓮性は、得宗被官のなかでも、上位に位置していた一人である。また、借上を兼業していて、百五十貫文の貸金の代として、近江国堅田浦の年貢運上船から年貢物を割き取ったりした人物であり⁽¹⁾、その一族の津軽安東氏は、関東御免の津軽船など海運と深い関係にある土豪であった。その安東蓮性が、乾元元年(1302)に、播磨国福泊(現兵庫県姫路市福泊)の築堤工事を莫大なる

私財を抛うって行なったといふのである。この泊の利用者が、「富貴商売ノ輩」であり「上下往来ノ船」だったのである。

また、東寺領若狭国太良荘は早く得宗領化していたが、給主工藤貞景の代官である石見房覚秀は、借上であり、「小浜住人」でもあり、さらには小浜津の問屋であったらしい。時期的に若干遅れるが、南北朝期になると、「政所屋問心性」、「宿問道性」、「刀禰宗覚浜向侍也」などという問丸が、小浜湊に群がっていたことが知られる（「若狭国税所今富名領主代々次第」、『群書類從』）。

このように、鎌倉末期得宗専制政権における北条氏は、商業貿易と密接な関係を有するようになっていたのであるが、鎌倉前期における北条氏の対外態度と比較するのに、きわめて端的な例がある。三代将軍実朝が渡宋を企図して造らしめた大船は、北条義時の隠謀により、虚しく由比ヶ浜に朽ち果てたのであるが、義時から五代目の貞時にいたるや、みずから元に貿易船を派遣しており、我が国からの商船が元に到着した様子は、『元史日本伝』に明らかである。

鎌倉北条氏得宗が、海上輸送に熱心であったことを示すものとして、若狭国遠敷郡に今も残る「鎌倉幕府船舶通過免許状旗章」をあげることもできる。それには、鎌倉北条氏の三鱗の紋の下に、

相模守殿御領若狭国守護分、
多鳥浦船徳勝也、
右国々津泊開々不可有其
煩之状如件

文永九年二月 日

と記されていて、津泊における津料などの煩いがないような、いわば関所手形の如き性質が示されている（牧野信之助氏編、『越前若狭古文書選』、昭和八年、三秀舎）。

さらに得宗政権の港湾における津料その他の煩いに対する態度を、法制史料からも、よく窺うことができる⁽²⁾。



文暦二年(1235) 海上の運上物点定の禁

建治元年(1275) 西国新関河手の禁

〃 (〃) 門司赤間以下所々の関の禁

弘安四年(1281) 津料河手の禁

〃 七年(1284) 河手津泊市津料の禁

〃 (〃) 周防国三ヶ所の河手の禁

徳治二年(1307) 近国并西国の浦々関々の武士濫妨の禁

正和四年(1315) 淀河尼崎兵庫鳴渡辺等の関所の禁

嘉暦元年(1326) 関手河手の禁

〃 三年(1328) 津料の禁

元弘二年(1332) 文永以後の津新関の禁

鎌倉前期には、まったく見られなかった、津料、河手、新関などの停止令が、文暦二年ないし建治元年の法令を初見として、鎌倉中末期には頻発されていることが、よく判るものである。

得宗政権自体の港湾利用の態度と、如上の港湾保護政策とにより、鎌倉末期には、港湾はついに、その性質を根本から変化させようとするにいたる。

文永年間(1264~74)の頃、醍醐寺報恩院領筑前国若宮荘の梶取貞末法師は、梶取代官数名を抱えて、運送業を行ない、石別三斗から三斗五升の運賃を得ていた(「醍醐寺文書刊本」三ノ五七五)。永仁二年(1294)頃、肥前国御家人青方高家は、大中臣国家と訴論していたが、論点は、船二艘の借用と年々の船賃とに関するものであり、その船は「為売買」に有していたものであった(『青方文書』、第一、六六号、六七号、八十号、続群書類從完成会、昭和五十年)。同じ頃、「相模守殿御梶取肥後國宇土莊住人右衛門三郎重教為売買」に、肥前国宇久島に渡っており(前掲文書、一一四号)、その前後において、彼が有していた物は「塩陸拾石」であった(同、一〇六号)。

このような例から、我々は、旧来の莊園住人としての梶取が、莊園の域を越えて、みずから商業活動を営なんであり、ある種の地方豪族も、また、船を所有していて、運賃を稼いでいたことを知ることができる。

東寺領伊予国弓削島荘では、文永年間（1264～1274）には、荘の梶取平延永が年貢の京上にあたっており、弘安年間（1278～1287）には、荘の梶取宗弘がその任にあたっていたが、正応五年（1292）には、間丸がこの任にあたっている。そのときに運ばれた塩は、京の商人に一俵別に二百文で売られたが、その三日後、京都ではその塩が一俵別に四百文で売られたという⁽³⁾。

永仁四年（1296）、弓削島から東寺に、年貢の塩百四十九俵が京上されたが、そのうち三俵は淀、神崎での関所料となり、十三俵八升は車力の分となっている⁽⁴⁾（以上、「東寺百合文書」と、『大日本古文書』、家わけ第十）。

こうして、港湾は、古代から鎌倉前期までの本質的性格、すなわち、年貢物のあげおろしの場所という性格を止揚して、商品のあげおろし及び商売の場所という性格に転ずるのである。

“便船”と呼ばれる定期船や、“廻船”といわれる行商船なども、鎌倉末期の初見らしい。また、東大寺が、正和二年（1300）頃、兵庫、神崎、渡辺などで、商船目錢を徴収しているように、各地の海關において、その地の領主が、商船目錢の徴収を始めたのもこの頃である⁽⁵⁾。

平安中期頃から鎌倉前期までの港湾を、荘園の年貢物を荘司としての梶取が輸送した所であるとして、“荘園港湾”と規定できるならば、鎌倉末期以降の港湾を年貢物の集散売買をも含めて、専門の輸送業者としての間丸および梶取が輸送した商品の売買の所として、“商業港湾”とでも呼び得るのではないだろうか。

注（1） 安東蓮性に関しては、佐藤進一氏「幕府論」（『新日本史講座』）、豊田武氏「安東氏と北条氏」（『弘前大学国史研究』30号）、石井進氏「九州諸国における北条氏所領の研究」（『荘園制と武家社会』吉川弘文館、昭和49年）などに詳しい。

（2） 佐藤進一氏、池内義資氏共編『中世法制史料集』第一巻、鎌倉幕府法（岩波書店、昭和30年）によっている。

（3） 「伊予弓削島荘間丸申詞」（『大日本古文書』、家わけ第十、東寺百合文書と、64号）

正応五年十月十四日弓削嶋間丸來申云、去年弓削御年貢、去正月十日之比、淀ニ大渡北橋端ニ着候、備後弥源次付之云々、而俵数百九十、直錢一俵別ニ貳百文云々、七条坊門塩屋商人買取之、經兩三日之後、直錢一俵別四百文壳之由申之

已上

(4) 「伊予弓削島莊年貢塩支配状」(『大日本古文書』, 家わけ等十, 東寺百合文書と72号)

弓削島 永仁三年御年貢大塩支配事

合百四十九俵内 三俵ヨトカソサキノ関米
十三俵八升ハ車力

定塩百卅三俵

所下

引塩廿俵内 十八ハ供僧御分
二ハ三上人分

(ママ)
九十俵 十九口御分 口別五俵

十二俵, 三上人并公文分, 口別三俵

(ママ)
十一俵, 預以下十二人分, 人別一俵

右, 所支配如件

永仁四年三月四日, 公文(花押)

(5) “便船”, “廻船”, “梶取”, “船頭”, “目錢”などに關しては, 後日詳説するつもりである。